

世田谷区告示第 6 3 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 8 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 8 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

2 8 - 1

2 変更の区間

世田谷区豪徳寺一丁目 2 0 0 4 番 6 0 の内

3 変更の区域

延 長 9 . 0 9 メートル

幅 員 0 . 1 3 メートルから 0 . 1 4 メートルまで

面 積 1 . 2 8 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 9 月 8 日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分(供用開始)

街区 豪徳寺一丁目13番

